

## 第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画起草部会（第1回） 議事概要

### 1 開催日時

平成27年8月26日 10:00～11:45

### 2 会場

札幌市役所本庁舎 14階 1号会議室

### 3 出席者

第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画起草部会委員

黄委員、佐藤委員、高橋委員、村尾委員、和田委員、(村井委員欠席)

事務局

札幌市 環境局 環境事業部 清掃事業担当部長 新津 順一、事業廃棄物課長 伊東 正則

事業廃棄物課産業廃棄物係 3名、委託事業者(株)エコニクス)2名

### 4 議事概要

#### 4.1 部会長の選出

出席委員の互選により、黄 仁姫部会委員を部会長として選出

#### 4.2 第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画(素案) (以下「素案」という。)の検討について

事務局から、素案資料を提示し、内容について説明

(説明の要旨)

- ・数値目標については、過年度の推移を分析し、今後の動向を推計した上で、推計値から改善が可能な数値を検討した結果、排出量290万トン以下、最終処分量9万トン以下、再生利用率75%以上、市域内中間処理率88%以上、市域内最終処分量5万トン以下とした。
- ・施策については、前回の評価委員会において骨子(案)として示した基本方針のとおり、過去の施策は基本的に継続するものの、より実効性の高い施策へと「選択と集中」を行うこととした。その上で、これまで取組が及んでいない事項については新たな施策として加えるものとした。施策の枠組としては、「方針：1 産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進」、「方針：2 産業廃棄物の市域内処理の推進」、「方針：3 未活用資源の有効活用の推進」の3つを柱とし、それぞれの個別施策を体系化した。

(質疑の概要)

#### (1) 数値目標についての質問・意見

- \* 種類別の動向予測について、廃石膏、がれき類などは、素案本編の課題で今後の増加が予測される、との情報が記載されているが、資料3では逆に減少予測となっている。こうした種類の過去の推移や今後の動向について、得ている情報を再整理した上で目標設定すべきではないか。
- \* 廃石膏ボードやがれき類の全国的な増加予測は、何に基づいたものか情報は得ているか。

(事務局回答)

資料に示した推計値については、市内における過去の動向により予測を行ったものであり、全国的な予測とは検討条件が異なる。増加予測の根拠も含め、ご指摘のとおり、再度情報の整理が必要と考えられるため、検討を行い後日回答する。

- \* 目標値設定の考え方として、実現可能な数値ということを重視し設定されているが、長期的な目標設定を行った上で計画期間ではどこまで達成、といったロードマップ的な目標設定はどうか。
- \* 市内の最終処分場における処理満量から逆算し目標を設定する、といった考え方はどうか。
- \* あえて高めの目標を設定し、そこを目指すことで、計画目標に対しては未達となっても、低めの目標設定よりは結果的に良い数値となる、といった考え方もあるのではないか。
- \* 汚泥の排出量を抑制するとあるが、抑制の策は何かあるのか。また、排出量が増加しても、結局は最終処分量が増えなければ良い、という考え方もあるのでは。

(事務局回答)

産業廃棄物の処理については、経済動向や社会情勢による影響を受けやすい性質があり、長期的な目標は立てにくい事情がある。また、産業廃棄物は民間処理が基本となっており、例えば最終処分場が不足であれば新たな参入業者が現れる、というように満量も常に変動する側面がある。こうした事情と、前期(第3次)の目標設定は現実との乖離が大きく、施策との連動性も低かった、という反省を踏まえ、今回提示した素案では、施策の確実な実施により目標を達成する、という連動性を重視したとご理解いただきたい。

汚泥の排出量について、例えば下水汚泥については処理の方法によって排出量を抑制できる方法はある。また、再生利用や減量化の方法が確立した種類は、あとは排出量を減らす、という目標設定も必要と考えている。

## (2) 産業廃棄物の再生利用に関する質問・意見

- \* 廃プラスチック類について、再生後の熱資源としての需要が高まっていない状況にあると考えるが、その中で再生利用を推進できる見込みはあるのか。
- \* 廃石膏ボードは、現状0.2%の再生利用率が、一気に25%まで到達する、というのは一般的には考えにくいと思うが、どのような根拠に基づくものか。また、再生利用後の用途や先行事例はどんなものか。
- \* 現在の技術で再生利用ができず、最終処分(埋め立て処分)にしかならない、という廃棄物はどのような種類のものか。

(事務局回答)

廃プラスチック類については、ご指摘のとおり再生資材(RDF、RPF等)の有効利用方法まで含めた検討を行うべきと認識している。ただし、現状まずは処理施設が不足していることについて問題と捉え、数値の向上に繋げていきたい考えで目標を設定した。

廃石膏ボードについては、現状の0.2%は市内に全く再生処理施設がない状況でのものである。現在、再生利用を目的とした民間処理施設の設置計画が調整段階にあり、施設の受入量を想定した目標設定として、過大ではないと考える。なお、新築系の廃材については比較的再生利用が進んでおり、再度石膏ボードとして再生するのが基本となっている他、土壌改良材や石膏粉(スポーツライン材)としての再生利用例がある。

産業廃棄物の再生利用については、技術的にはどんな種類のものでも再生利用は可能である。ただ、混合物の分別などコストの面の課題や、再生品の需要といった経済的な側面で再生利用の実現が困難な種類はあり、そうした種類で最終処分量が多い、という結果に現れているものと考えている。

### (3) 産業廃棄物の処理指導に係る施策についての質問・意見

- \* マニフェスト交付等状況報告書の「提出率向上」とあるが、その場合提出率は何に対する比率として示されるのか。また、報告書の提出義務が全ての事業者ではないのであれば、提出することによるメリットなどを排出者に情報として提供すべきではないか。
- \* アスベスト関連の関係部局との合同立入調査は、発注部局とのものか、環境対策課とのものか。
- \* 建設リサイクル法が適用されない小規模工事を対象とするのは、こういった意図で、どんな方法をとるのか。また、大規模工事は指導対象としないのか。
- \* 事業ごみ指導員による指導というのは、オフィスからも産廃の排出があり、それを指導する、ということか。

(事務局回答)

マニフェスト報告書の「提出率」は、現状提出すべき排出者が提出していない、という状況を改善すべき、と考えたものだが、ご指摘のとおり分母の想定は難しいため、文言を修正する。

アスベスト関連については、現在も事案によって環境対策課との合同立入調査を実施している。施策としてもそれを含んだものとして検討した。

建設リサイクル法が適用されない小規模工事は、現在指導や啓発が及んでいない領域である。これに対して、建設リサイクル法に基づいた事案についての立入等指導を行う際、事業者が関わる他の小規模工事も同様の処理等が望ましいことを周知する、ということを考えている。対象は、小規模工事に関わる機会が多いと考えられる、比較的小規模な事業者を想定した。こうした意図が伝わりやすい形の文言への修正を検討する。

事業ごみ指導員による指導は、本来事業系一般廃棄物を排出する事業者を対象として行うものだが、その際に産廃とすべきものは適正に処理されるよう指導を行う、という意図である。

### (4) その他、表現等に関する質問・意見

- \* “再生利用の進んでいない産業廃棄物を「未活用資源」と位置付け”との記載は、全ての産業廃棄物が資源化可能であるかのような印象があり、修正したほうが良い。
- \* 処理フロー図は、一般市民的な視点でわかりやすい図にすべきではないか。使用されている文言(「中間処理」「最終処分」等)の説明があるべき。
- \* 産業廃棄物の再生利用や処理に関する技術開発について、札幌市の役割はどのような内容になるか。また、役割として指導計画の中で明示すべきではないか。
- \* 市域内中間処理率の表に数値がおかしい点がある(将来予測値よりも目標値が多い等)。
- \* 産廃処理における騒音・振動といった、生活環境に対する影響抑制策はどういったところに盛り込まれているのか。

(事務局回答)

未活用資源の記載については、再生利用の余地がありながら最終処分されている種類に限定されるような表現を検討する。

処理フロー図については、フロー図にかぎらず計画で用いる各文言を説明するページを付属させることで検討する。

技術開発については、国や道などの補助施策を紹介する等、情報提供が札幌市の役割と考えており、それを計画文書の中に記載する。

市域内中間処理率の表など数値については、再度確認し修正する。

産廃処理における騒音・振動など生活環境への影響については、指導計画上は表立っていないが、処理施設設置時の生活環境影響調査等において、法や札幌市産業廃棄物処理施設設置等ガイドライン等に基づき、影響をみていくこととなる。

#### 4.3 次回起草部会のスケジュールについて

今回の指摘事項等を踏まえた素案の修正を行った後、次回起草部会は10月下旬に開催する案を事務局から提示。各委員の承諾を得る。